

第4章

具体的な施策の展開

本章では、第3章で記載した「施策体系」に基づく、主な事業・取組を整理しています。

-
- 〈現状と課題〉 基本目標ごとに、当該目標における現状と課題を整理しています。
 - 〈施策の方向性〉 基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性を記載しています。
 - 〈主な事業・取組〉 基本施策ごとに、個別の「主な事業・取組」を整理しています。

基本目標1：子どもの権利を大切にす環境の充実
基本目標2：安心して子どもを産み育てられる環境の充実
基本目標3：子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実
基本目標4：配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

(担当部の記載について)

〔総〕 総務局	〔市〕 市民まちづくり局	〔保〕 保健福祉局
〔子〕 子ども未来局	〔環〕 環境局	〔経〕 経済局
〔都〕 都市局	〔教〕 教育委員会	

基本目標1 子どもの権利を大切にできる環境の充実

〈現状と課題〉

平成21年4月に施行した権利条例に基づき策定した推進計画では、「子どもの意見表明・参加の促進」をはじめとして4つの基本目標を掲げ、これまで総合的な施策を展開してきました。

その結果、「自分のことが好きだと思ふ子どもの割合」や「子どもの権利が守られていると思ふ人の割合」など、設定した成果指標はおおむね増加傾向となっており、一定の成果を生んでいることが分かります（9ページ参照）。

○子どもの権利についての広報普及・理解促進

広報普及・理解促進では、条例そのものの認知度は、平成21年度に実施した前回調査時よりも増加しているものの、いまだ高いものとは言えない現状にあります（25ページ・図21、図22参照）。特に、条例の理解という面で、「内容を知っている」と回答する割合が前回調査からわずかではあるものの減少していることは、重要な課題となります。

また、30～40歳代の比較的若い年代の認知度が低い結果となっており（26ページ・図24参照）、子育て世代を中心とした大人の認知度の向上も課題と認識しています。

○様々な場面における子どもの意見表明・参加の機会の拡充

将来の札幌の自治を担う子どもが、あらゆる場において自分たちの意見を表明し、積極的に参加することができるよう、そのための仕組みづくりを進めることが重要となります。

大人は、家庭や学校、地域、市政において、子どもが意見を言ったり、行事などの企画運営に主体的に関わるることについて肯定的にとらえている一方で（18ページ・図11参照）、実際に「言うことができる」と答えた子どもの割合は前回調査よりは増加しているものの、決して高くはない現状にあります（19ページ・図12参照）。

○子どもの居場所の充実

子どもの豊かな成長にとっては、心だんの生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができると実感することや、様々な活動を通して人間関係をつくり合うこともとても大切です。家庭内での子どもに対する保護者のふるまいや、家庭をはじめとした学校、地域や市政において、子どもが自分の考えや意見を言うことができると感じることで、自分自身を肯定的に捉えることとの間に一定の関係性が認められることから（21ページ・図14、図15参照）、子どもの自己肯定感を高め、子どもの豊かな成長・発達を促すためには、子どもの身近な環境における大人の認識を高めていくための取組が必要です。

○子どもの権利の侵害への速やかな対応

いじめや児童虐待といった子どもの権利の侵害が、大きな社会問題となっている中、札幌市においても子どもアシストセンターの相談件数は毎年実件数で1,000件を超え（23ページ・図18参照）、また、平成25年度の児童虐待の認定件数は、児童相談所で402件、区役所で251件となっており（24ページ・図19参照）、いまなお深刻な問題であることがうかがえます。

いじめや児童虐待などは、子どもにとって身近な存在から受けるものであり、その後の成長・発達にも大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらの権利侵害への対

応は緊急の課題となっています。

また、実態・意識調査では、大人、子どもともに、権利条例で定める様々な権利の中でも「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」という権利が最も「守られていない」と感じているという結果が出ています（23ページ・表3参照）。

子どもには、いじめや児童虐待などから守られる権利があるということや、一人の人間として尊重される権利があるということを、すべての市民が理解するとともに、お互いの違いを認め、尊重しあい、子どもの権利の侵害を未然に防ぐために、行政のみならず、市民が一丸となって取り組むことができるような環境を整えることが重要です。

子どもの権利に関する推進計画の基本方針

『子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、
自立性と社会性を育むまちの実現』

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」においては、すべての子どもは、生まれたときから権利の主体として、あらゆる差別や不利益を受けることなく、毎日を生きて過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができ、そのために、子どもにとって最もよいことは何かを考えながら子どもの権利を大切にしていくことを、大人の責務として明記しています。

子どもは、大人とのよりよい関係の中で安心して過ごし、豊かな学びや体験、社会との様々な関わりを経験する中で、自立性と社会性を身につけ、大人への階段を一段一段登っていきます。

すべての子どもが公平で豊かな子ども時代を過ごすことができるよう、大人一人ひとりが子どもの権利の大切さを理解し、子どもの育ちを社会全体で支えていく、子どもにやさしいまちの実現を目指します。

子どもの権利とは・子どもの最善の利益とは

「すべての子どもは、未来と世界へ羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。」

これは、札幌市が平成20年に制定（平成21年4月1日施行）した、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」前文の冒頭の一文です。

「子どもの権利」とは、子どもが毎日を生きて過ごし、自立した社会性のある大人に成長・発達するために欠かすことのできない大切なもので、子どもの基本的な人権ということができます。この権利は、生まれながらにだれもが持っており、日本国憲法や、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）で保障されているものです。条例では、子どもにとって特に大切な権利を21項目定め、「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」の4つに分類しています。

「安心して生きる権利」

- ・愛情を持って生まれること
- ・いじめ、虐待、体罰から守られること

「自分らしく生きる権利」

- ・かけがえのない自分を大切にすること
- ・個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること

「豊かに育つ権利」

- ・健康的な生活を送ること
- ・様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと

「参加する権利」

- ・自分の意見を表明すること
- ・表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること

「子どもの最善の利益」とは、子どもに関わることを決めるときには、大人の考えや事情だけではなく様々な状況をもとにして、子どもにとって最もよいことは何かを考え判断するということで、子どもの権利条約や権利条例における基本原則の一つです。

基本施策 1 子どもの権利を大切にす意識の向上

〈施策の方向性〉

権利条例の目的とする子どもの権利が尊重される社会を実現するためには、子どもの権利を守る立場にある大人一人ひとりが正しく子どもの権利を理解し、日頃から子どもの育ちに関心を持ち、子どもとの関わり方を意識するなど、家庭、学校や施設、地域といったあらゆる場において、子どもの権利を尊重した行動や取組を行っていくことが必要となります。

こういった大人の言葉や行動を通して、子どもが権利に対する理解を深めていくことにつながるともいえます。また、子どもの権利が守られるためには、子ども自身が、自らの持つ権利を正しく学ぶとともに、他者の持つ権利についても意識し、お互いの権利を尊重しあうことができるよう理解することが重要です。

子どもの権利に対する関心を高めるためには、権利条例の認知を進めることが有効であり、また、札幌市が権利条例を制定したことにより、市民の中に子どもの権利が大切にされ、守られているという実感が根付いていくことが、あらゆる権利の保障につながる大切なことであると考えます。

このため、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、様々な機会を捉え、広報・普及活動や理解促進のための活動に積極的に取り組み、子どもの権利を大切にす意識の向上を目指します。

〈主な事業・取組〉

1 子どもの権利に関する理解の促進

■子どもの権利の理解促進

従来の広報・普及に加えて、それらが市民に行き渡るよう、出前講座や出前授業といった直接大人や子どもに語りかけることのできるような手法に重点的に取り組みます。特に、就学前や小学校低学年の子どものいる保護者など、子どもとの関わりが深い世代や若い世代に対しては、第1次推進計画で作成した子どもの権利条例の絵本などを活用し、効果的な手法により理解促進を進めていきます。

また、権利条例を制定している他の自治体と連携を行いながら、より広域的に子どもの権利に関する情報を発信していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】他都市との連携・情報発信	権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進めるとともに、札幌市の取組を積極的に発信する。	子) 子ども育成部
【新規】啓発活動の充実[再掲]	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
【拡充】出前講座・出前授業の充実	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」において、子どもの参加の取組や大人向けの講演会など、子どもの権利の理解促進を進める。	子) 子ども育成部

■ 市民参加による広報・普及活動の充実

広報・普及や理解促進に当たっては、行政だけが行うのではなく、子どもの育ちに関わる団体やNPO、地域団体などとの連携・協力を進めるとともに、市民自らが担い手となって情報を発信していけるような仕組みについても検討を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子どもレポーターの設置 [再掲]	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
【新規】他団体との連携による広報・普及活動の実施	読み聞かせ団体等と連携した子どもの権利の絵本の読み聞かせによる広報・普及活動を進める。	子) 子ども育成部
【新規】子どもの権利普及啓発員制度の検討	市民自らが子どもの権利の広報・普及の担い手となり、地域等で子どもの権利の保障を推進する、子どもの権利普及啓発員「(仮称)子どもスマイルサポーター」の設置を検討する。	子) 子ども育成部

2 子どもの権利に関する学びの支援

■ 子どもの権利に関する学びの支援

子どもの権利に関する理解を深めるため、一般的な広報・普及活動に加えて、市民向けの講座などを活用し、市民に対する子どもの権利に関する学びの支援の充実をより一層図ります。

また、子どもに対しても、成長・発達段階に応じて、様々な媒体の活用や表現の工夫により理解を深める取組を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】特別な教育的支援を要する子どもに対する理解促進の充実	障がいのある子どもなどが、子どもの権利に関する理解を深めるため、その特性に配慮した学びの内容などについて調査研究を進める。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
家庭教育学級の推進 [再掲]	親等が、子どもとの接し方や親としての役割などについて、園・学校単位で自主的・計画的に学習する家庭教育学級を推進する。	教) 生涯学習部

■ 子どもの権利を生かした学校教育の推進

子どもが権利について理解を進めていくためには、授業等の学校教育における取組が重要です。

教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした学校教育の推進を図るため、人権教育推進事業などにおいて、子どもの権利に関する指導の在り方等について研究し、その成果を公開授業や各種研修会、教育課程編成の手引きなどを通じて情報提供を行うなど、学校における実践の充実に向けた支援を行っています。子ども未来局と教育委員会では、小・中学生向けパンフレットの内容を見直しており、見直し後、学校の授業等で活用が図られるよう取り組みます。

こうした取組をより一層推進し、各学校での授業や教育活動の各場面で、子どもの成長・発達段階に応じた取り上げ方をすることによって、子どもたちが子どもの権利に関する理解を深めることができるよう指導の充実を図ります。特に、子どもたちが自分自

身の権利や他者の尊重等について学んだり、いじめ防止に向けた児童会・生徒会活動など、自らの手で問題を解決することの大切さに気付いたりできるよう、子どもの主体的な活動を促す実践的な取組に対する支援を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直ししながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
民族・人権教育の推進	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポート ²¹ など）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部
子どもの権利に関する教員研修	子どもの権利の理念を生かした教育活動が、各学校において一層図られるよう、教員向けの研修を実施する。	教) 学校教育部

基本施策2 子どもの意見表明・参加の促進

〈施策の方向性〉

平成25年度の子どもの実態・意識調査の結果からも明らかであるとおり、子どもが様々な場面で自分の考えや思いがあるときにそれを言うことができると感じることと、子どもの自己肯定感に一定の関係性があることから（21ページ・図15参照）、子どもの自立性、社会性を育み、健やかな成長・発達を支えるとともに、また、大人が、子どもの最善の利益を見い出していくうえでも、子どもが意見表明を通して大人とのやりとりを重ねることが重要であり、様々な場面において意見表明、参加を保障する必要があります。

一方、自分の考えや思いがあるときに、それを「言うことができる」と答えた割合は必ずしも高いものではない結果となりました（19ページ・図12参照）。

また、成長過程における様々な場面において、興味や関心を持って主体的に学ぶことや、自然や芸術・文化、社会体験などの多様な体験を積み重ねることも、豊かな人間性を育てていくために大切なことです。

これらのことから、今後は、子どもの参加を実質的に保障するため、子どもが安心して意見表明できる環境づくりとそれを支える大人の理解を進め、また、子どもが自ら意欲的に学び、体験することのできる機会の充実に向け取組を進めます。市政においても、様々な場面で子どもの参加の機会を充実していくとともに、学校や子どもが利用する施設、地域においても、関係団体等との連携や主体的な子どもの参加の取組への支援など、これらの取組を通じて子どもの意見表明と参加の促進を目指します。

21 【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。例えば、子どもがトラブルで困っている友達にアドバイスしたり、課題への手助けをしたりするなどの活動がある。

〈主な事業・取組〉

1 意見表明しやすい環境づくり

■子どもの意見表明に関する広報・啓発

意見表明に関する意義・重要性について市民への広報・普及活動を積極的に行うとともに、地域のまちづくり活動に子どもの声を生かしていくための支援を積極的に行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
小中学生向けパンフレットの活用 [再掲]	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
【拡充】出前講座・出前授業の充実 [再掲]	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部

2 子どもの参加の機会の充実と支援

■市政における子どもの参加の推進

市政への子どもの視点の反映について、子ども自身が内容を理解しやすいように、家庭や子ども同士で話し合い考えたりできるような、子どもに分かりやすく、魅力的な情報発信に努めるとともに、子どもが気軽に意見を提案できる方法を取り入れていきます。また「子ども企画委員会」、子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施などのこれまでの方向性を継続しつつ、子どもの参加をより積極的に進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】子どもレポーターの設置	子ども向けの広報紙を子ども自らが取材・編集を行い、活動を発信できるよう、子どもレポーターの設置などの仕組みをつくる。	子) 子ども育成部
子どもからの提案意見募集ハガキ	子どもが市政に対して気軽に意見や提案をできるよう、返信用ハガキのついた資料を作成し、学校等を通して配布する。	子) 子ども育成部
市政への子どもの意見の反映	子どもたちによる意見交換や検討を行う「子ども企画委員会」の設置や子ども向けパブリックコメントの実施など、子どもに大きく関わる施策や事業を実施する際は、子どもの意見を市政に反映するよう取り組む。	子) 子ども育成部
子ども議会の実施	子どもたちが子ども議員として、それぞれ10人程度の委員会に分かれ、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめる。まとめた提案事項を本会議で提案し、市長等が答弁を行う。	子) 子ども育成部
子ども向け情報提供の充実	子ども向け資料の作成や子ども向けホームページの作成など、子どもにわかりやすい情報発信を進める。	子) 子ども育成部

■施設の運営や学校の教育活動への子どもの参加の促進

子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」の設置などにより、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めるとともに、PTAが実施してい

る生徒会サミットのような子ども同士の話し合いの場や、大人（教師・親）と子どもが学校のきまりごとなどの共通の関心事について話し合いを行う場を広めていくなど、子どもたちの発達段階に応じて、学校における参加の機会の充実と子どもが利用する施設における施設の運営に子どもが関わる取組を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会館づくり事業	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ²² の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部
【拡充】「子ども運営委員会」の拡充	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進[再掲]	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動（ピア・サポートなど）に取り組んだりするなど、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進する。	教) 学校教育部

■ 地域における子どもの参加の支援

子どもの参加に対する具体的な支援や参加の機会の提供といった実践的な取組についても検討を進め、子どもの参加の取組を関係団体等と連携して地域のまちづくりへの子どもの参加を一層進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】地域への子どもの参加の支援	地域における子どもの参加による取組が進むよう、子どもの参加に関する地域団体等への支援の仕組みについて検討を進める。	子) 子ども育成部
子どもまちセンター日所長	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室
元気なまちづくり支援事業	身近なまちづくり活動を体験する機会を区の創意や裁量により実施するとともに、子どもが自らできるまちづくり活動やその取組方法を紹介する手引きを配布する。	市) 市民自治推進室

3 豊かな学びと多様な体験活動に対する支援

■ 札幌の課題や特色を踏まえた学びの支援

札幌らしい特色ある学校教育のテーマのうち、「雪」、「環境」については、札幌での生活と深く関わる内容であることから、地域のまちづくりの視点も大切にして、学校の教育課程に適切に位置付けたり、地域が主体となった体験的な取組を子どもたちに提供したりすることが必要です。将来の地域社会の担い手である子どもが、生活の在り方やお互いの支え合いといった暮らしについて、地域と連携しながら地域の中で学ぶ取組を進めます。

22 【ミニ児童会館】小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

事業・取組名	事業内容	担当部
「ふるさと札幌」を学ぶ機会の充実	札幌の歴史、自然、環境、公共、未来等に関する学習教材や指導方法等の研究推進校による研究開発を行い、その成果を各園・学校に普及啓発を図ることで、各教科等を通して札幌の特色や魅力を学ぶ機会を拡充する。	教) 学校教育部
札幌らしい特色ある学校教育の推進 [再掲]	各幼稚園・学校において、「札幌らしい特色ある学校教育」として共通に取り組む「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とし、札幌の自然環境・人的環境・文化的環境などを生かしながら、体験的な活動や、生涯にわたり学び、向上し続けようとする意欲を培うための基盤となる学習活動に取り組む。	教) 学校教育部
子どもまちセンター日所長 [再掲]	地域の子どもの将来のまちづくりの担い手として育成するため、まちづくりセンターの役割や地域のまちづくり活動を学ぶ機会を創出する。	市) 市民自治推進室

■ 体験活動に対する支援

子どもが、将来の札幌を支え、国際社会で活躍する自立した社会人に育つことができるよう、子どもの豊かな心を育み可能性を広げることにつながる、学びの充実に向けて取組を進めます。

自然体験や職業体験、生活体験、異文化・異世代交流体験など、多様な体験を重視する取組について、様々な団体と協力しあいながら、それぞれの得意分野を生かした形での連携をより積極的に進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】「子どもの体験活動の場」事業 [再掲]	子どもの自立性・社会性・創造性を高めることを目的に、多様な体験活動の機会を子どもに提供するため、旧真駒内緑小学校跡施設の1階の一部や体育館及びグラウンドの一部を活用して、子どもが自主的に様々な体験活動を行うことができる空間をつくる。	子) 子ども育成部
【拡充】プレーパーク推進事業 [再掲]	子どもの自主性、創造性、協調性を育むことを目的として、既存の公園などを活用しながら、規制を極力排除した子どもの遊び場を地域住民等が開催・運営する取組「プレーパーク」を推進する。	子) 子ども育成部
小・中・高校生等の育児体験支援 [再掲]	小・中・高校生等を対象として、乳幼児とふれあうことにより、命の尊さ、男女がともに育児に関わることの大切さ等を伝えていくため、子育て支援総合センターや学校を会場とする子育てサロン ²³ 等において、子育てに関する多様な体験ができる場を提供する。	子) 子育て支援部

基本施策3 子どもを受け止め、育む環境づくり

〈施策の方向性〉

子どもの成長にとって、家庭や学校、地域などにおいて自分自身が受け止められていると実感できる居場所づくりを進めることが必要です。「居場所」として重要な要素は、何よりも人であり、同年齢や異年齢の子ども同士のつながり、さらには温かく見守ってくれる大人との良好な関係の存在が不可欠であるといえます。また、子どもが健やかに成長し、

23 【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

自立性や社会性を育てていくためには、安全・安心な場としての居場所だけではなく、社会や集団の中で、その一員としての自覚をもって主体的に活動できる機会や場が大切です。

平成25年度の子どもの実態・意識調査における「ホッとでき安心していただける場所」の結果から（13ページ・図4参照）、子どもを受け止める環境として、家庭は重要な意義を持っています。

さらには、家庭における保護者のふるまいと子ども自身が自分を肯定的にとらえることとの間には一定の関係性が認められ（21ページ・図14参照）、何よりも保護者に代表される大人への働きかけが重要であることを改めて意識する必要があります。

また、子どもは、年齢とともに、家庭から地域社会へと行動範囲を広げていきます。多様な人間関係の中で、様々な経験を積み重ねながら豊かに育っていくことができるよう、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを進める必要があります。

これらのことから、安全で安心な居場所づくりや、子どもが主体的な遊びや活動などを通して周りの人との関係をつくり、その関係性の中で自分自身を確立していくことなどができるよう、行政のみならず、地域やNPOなど子どもの育ちに関わる活動を行っている関係団体との連携を図りながら、社会全体で子どもを受け止め、育む環境づくりを進めます。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現していくという観点から、子どもの貧困²⁴への対策について、今後検討していきます。

〈主な事業・取組〉

1 保護者が安心して子どもと向き合うことができるための支援

■保護者への啓発や相談・支援体制の充実

子どもの権利の保障の対象は、子どもの年齢によらないものであることから、子育て中に加え、出産を控えた家庭なども含め、子どもの豊かな育ちにおいて家庭が果たす役割の重要性についての啓発活動や、保護者が安心し、余裕をもって子育てをするための相談・支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
【新規】啓発活動の充実	絵本などを活用した就学前や小学校低学年の子どもの保護者への啓発活動を行う。また、両親教室や母親教室などの機会を通じた啓発活動を行う。	子) 子ども育成部
妊婦支援相談事業 [再掲]	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業） [再掲]	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
ワーク・ライフ・バランス推進事業 [再掲]	市内企業のほか、若い世代に対してもワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及啓発を行う。また、市内企業に対し、積極的な働きかけを行うとともに、企業のニーズに応じたアドバイザー派遣を行う。	子) 子ども育成部
子育て支援総合センター事業 [再掲]	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施する。	子) 子育て支援部

24 【子どもの貧困】「子どもの貧困対策の推進に関する法律」により、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることとされており、都道府県において子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることとされている。

親育ち応援団の充実 [再掲]	講演会などを通じて、子育て中の親等を対象に、生活習慣、しつけ、社会のルールなどの知識や技術習得などの情報発信や相談助言等を行い、家庭教育の必要性や重要性の意識付けを図る。	教) 生涯学習部
子どもの学習支援事業	生活困窮世帯の中学生に対する学習支援を実施し、自ら考え・学ぶことの大切さを教え、学習習慣を身に付けさせることにより基礎的な学力の向上を図り、高校進学を促進する。	保) 総務部

2 子どもが安心して過ごすことができる学校・施設的环境づくり

■ いじめに関する取組

いじめの深刻な現状を踏まえ、教育委員会においては、いじめに関する全児童生徒対象の調査を実施し、学校におけるいじめの早期発見・早期対応や、スクールカウンセラー²⁵の全校配置による、相談しやすい環境づくりなどに取り組んでいます。こうした取組に加え、札幌市及び各学校で作成するいじめ防止基本方針に基づく取組や、子ども同士が互いに支え合うための取組などによって、いじめの起こらない、子どもが過ごしやすい学校・学級づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部
スクールカウンセラーの活用	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー ²⁶ の活用	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル等対策	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター） [再掲]	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局

25 【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

26 【スクールソーシャルワーカー】社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

■不登校に関する取組

不登校児童生徒への支援に関しては、学校が、心のサポーター等の校内に配置された人材を活用した支援を実施したり、相談指導教室や教育支援センター等の公的機関等と効果的に連携したりするなどして、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援ができるよう、取組の充実を図ります。また、不登校の子どもたちの受け皿となっているフリースクール²⁷などの民間施設との情報交換や連携を引き続き進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
スクールカウンセラーの活用[再掲]	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカーの活用[再掲]	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
教育相談の充実[再掲]	特別な教育的支援を必要とする子どもの相談件数の増加や、相談内容の複雑・多様化に対応するため、受付方法や相談枠をはじめとする相談体制の見直しを図り、発達障がいや不登校等の心配のある子どもやその保護者への教育相談の充実を図る。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実[再掲]	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
心のサポーターの配置	不登校や不登校の心配がある子どもへの対応として、子ども自身や家庭に個別の対応や関係機関と連携を行う心のサポーターを学校に配置し、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、子どもの不登校状況の改善を図る。	教) 学校教育部
教育支援センター機能の充実	学校に通うことが難しい不登校児童生徒に対応するため、学校以外の場において子どもの不安や悩み等を和らげ、自信を回復させる居場所となる教育支援センターの機能を充実させ、より身近で関係機関とつながりやすい支援体制の構築を図る。	教) 学校教育部
不登校児等グループ指導事業	不登校・ひきこもりの子どもを対象に、同年代の子どもとの交流を通じて自主性や社会性を身につけるために、グループ指導を行う。	子) 児童相談所

■施設に関する取組

児童会館などの学校以外の施設においても、子どもと関わる職員の意識の向上を図りながら、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりや、子どもの居場所としての児童会館における取組の充実を図ります。

27 【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

事業・取組名	事業内容	担当部
わたしたちの児童会館づくり事業 〔再掲〕	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館 ²⁸ の運営等に主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子どもたちが社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育む。	子) 子ども育成部
【拡充】「子ども運営委員会」の拡充 〔再掲〕	子どもが利用する施設において、「子ども運営委員会」を設置するなど、施設運営に子どもの意見を反映する組織やルールづくりを進めていく。	子) 子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業〔再掲〕	児童の文化的素養等を培うため、児童会館やミニ児童会館において、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行う。また、児童会館・ミニ児童会館においては、児童クラブ ²⁹ に登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図る。 ※放課後子ども総合プラン ³⁰ に基づく目標事業量等 【小学校に併設する児童会館及びミニ児童会館の箇所数】 平成26年度：87か所→平成31年度：96か所 【放課後子供教室 ³¹ の整備計画】 (平成27年度から平成31年度まで) すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保するため、児童会館等における放課後子供教室事業の実施を継続し、実施箇所数207か所を維持していく。 【放課後児童クラブ ³² の開所時間】 児童クラブについては、学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。	子) 子ども育成部
民間児童育成会 ³³ への支援〔再掲〕	「札幌市児童健全育成事業実施要綱」に基づき、保護者の就労等による留守家庭児童を対象に、遊びなどの指導を通じた健全育成を図っている民間の児童育成会に対し、登録児童数等に応じて助成金の交付を行う。	子) 子ども育成部
児童会館における中・高校生の利用促進〔再掲〕	中・高校生の健全育成のための放課後の居場所づくりの必要性から、児童会館の開館時間を延長する等の方法により、利用の促進を図る。	子) 子ども育成部
児童養護施設等基幹的職員研修会の実施〔再掲〕	施設等に入室している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図る。	子) 児童相談所

3 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

■ 子どもが安全に安心して過ごすための地域づくり

子どもを不審者から守るための活動や、子どもが身近な公園で安心して遊ぶことができるための活動、いじめや児童虐待の理解さらには非行防止を含めた子どもの健全育成に関する活動など、地域住民が関心を持って子どもと関わる取組を、町内会や青少年育成委員会、民生委員・児童委員協議会、PTAなどの関係団体、NPOなどと連携を図りながら地域全体で進めていきます。

28 【ミニ児童会館】 小学校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して設置する児童会館を補完する施設。

29 【児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

30 【放課後子ども総合プラン】 すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に実施すること等について、計画的な整備等を進めることを目的として、厚生労働省と文部科学省が共同して策定した計画。なお、放課後子ども総合プランに基づく取組内容は、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に盛り込むこととされている

31 【放課後子供教室】 すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。

32 【放課後児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業の総称。

33 【民間児童育成会】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

事業・取組名	事業内容	担当部
青少年育成委員会事業	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を設置（90地区・1,800人）し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進する。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談	思春期の子どもの喫煙や怠学など問題行動に早急に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等に係る相談アドバイスに努める。	子) 子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業〔再掲〕	「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画」をもとに、安全で安心なまちづくりに対する市民の理解を深めるため、広報及び啓発を実施するほか、子どもの見守り活動をはじめとした地域防犯活動への支援、連携体制の整備を行う。	市) 地域振興部

■子どもの主体的な活動の促進・支援

子どもが主体となって、他者との関わりの中で自己を確立できるような取組について、地域団体やNPOなどの関係団体との役割分担や連携のもと、活動の機会の充実に向けた支援を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年団体交流事業	市内で活動する少年6団体 ³⁴ の相互交流や加入促進のため、活動成果の発表や体験の場を設ける。	子) 子ども育成部
少年団体活動補助事業	異年齢の子どもたちの野外活動等を行う「公益社団法人札幌市子ども会育成連合会」の事業に一部補助を行う。	子) 子ども育成部
少年リーダー養成研修	子ども会活動等を円滑に進めるため、活動の中心役としてふさわしい知識と技術を持った少年リーダーを育成する研修を実施する。基本研修では少年リーダーとしての必要な知識及び技術の習得を目指し、実践研修では、子ども会や地域で少年リーダーが事業の企画・運営などを行い、研究効果を還元する。	子) 子ども育成部

基本施策4 子どもの権利の侵害からの救済

〈施策の方向性〉

子育ての孤立化や核家族化など、子どもを取り巻く環境が急速に変化する中、様々な悩みやつらい気持ちを抱えながら、毎日を過ごす子どもも少なくありません。地域の人間関係の希薄化などによって、育児不安などを抱えながら、孤立した環境の中で悩み苦しむ保護者が多く存在し、そのことが児童虐待の引き金になったり、被害の拡大や状況の深刻化につながっている現状があります。

市内の各種相談機関には子どもや保護者などから多くの相談が寄せられており、そうした子どもの気持ちを社会全体で受け止める環境の必要性がますます高まっています。特に、児童虐待は、いじめとともに子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を及ぼす、あってはならない権利侵害であり、適切な対応が必要です。また、外国籍の子どもや障がいの

34 【少年6団体】(公社)札幌市子ども会育成連合会、(一財)札幌市体育協会札幌市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト北海道連盟札幌地区委員会、ガールスカウト北海道連盟札幌地区協議会、日本海洋少年団連盟札幌海洋少年団、(公財)交通道德協会札幌支部札幌鉄道少年団。

ある子どもなど、様々な立場にある子どもへの配慮も必要です。

こうしたいじめや虐待などの深刻な権利侵害を受け、苦しんでいる子どもに対しては、子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」や児童相談所をはじめとして、様々な機関が連携し迅速かつ適切な救済を図ります。また、すべての子どもたちが、権利侵害にあった際に周囲の環境に助けを求める声を上げるといった、意見表明に対する子どもへの意識付けや、声を上げることができる環境づくりを進めていきます。

さらに、現に権利侵害を受け、悩み苦しんでいる子どもの救済はもちろんのこと、権利侵害を起こさない環境づくりが何よりも大切です。

いじめや差別が起こらない環境づくりとして、子ども自身に対しても権利侵害についての理解や、お互いの違いを認め尊重し合う意識を身につけることができるような取組を進めます。

また、児童虐待にかかる取組については、平成23年度から26年度を推進期間とする「札幌市児童相談体制強化プラン」において、児童相談所の機能・体制の強化をはじめ、区役所や関係機関との役割の明確化や連携体制の構築等を集中的に進めてきたところです。

平成27年度以降についても、新・さっぽろ子ども未来プランにおいて、これらの取組を引き続き推進し、児童相談所をはじめとする関係機関との緊密な連携のもとで、子どもの安全が守られる体制の充実を図っていきます。

〈主な事業・取組〉

1 権利侵害からの救済体制の整備・充実

■子どもの権利の侵害に関する相談及び救済

子どもたちのつらい気持ちや様々な悩みに対して、子どもアシストセンターでは、幅広く相談に応じ、助言や支援を行っています。必要に応じて、調整活動などを通して適切な救済が行われています。電話やメールのほか、面談による相談を行っています。事情により来所が難しい場合などには、職員が出向いて話を聴くなど、より積極的かつきめ細やかな対応を図ります。

また、子どもに関する相談窓口や各種関係機関との相互の連携を強化し、相談・救済の活動の実効性を高めるとともに、子どもがいつでも安心して相談できる環境づくりに、引き続き取り組みます。

学校におけるいじめに対しては、いじめ防止対策推進法や権利条例の規定をもとに、いじめが起きてしまった場合の再発防止についても取組を進め、不幸にもいじめによる重大な被害が発生してしまった場合には、第三者機関による調査・助言を受けながら、その救済にあたると同時に、原因の究明と再発防止に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済（子どもアシストセンター）	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図る。	子) 子どもの権利救済事務局
悩みやいじめに関するアンケート調査の実施[再掲]	子どもがより率直な気持ちで悩みやいじめについて回答できるような設問でアンケート調査を全校で実施し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を図る。	教) 学校教育部

スクールカウンセラー ³⁵ の活用 〔再掲〕	児童生徒や保護者の教育相談、児童生徒への関わり方等についての教職員への助言など、スクールカウンセラーを有効に活用し、各校における教育相談体制の充実及び教員の資質向上を図る。	教) 学校教育部
スクールソーシャルワーカー ³⁶ の活用 〔再掲〕	スクールソーシャルワーカーの活用を進め、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童生徒に関して、様々な環境（家庭、学校等）への働きかけや関係機関等との連携を行うことにより問題の解決にあたる。	教) 学校教育部
学校教育相談体制の充実 〔再掲〕	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学校が一体となりきめ細かく対応することができるよう、関係機関との連携等についてガイドラインを作成するとともに、校内の教育相談の体制づくりや教員の資質向上のための研修を行い、いじめや不登校等の未然防止を目指した学校の教育相談体制の充実を図る。	教) 学校教育部
学校ネットトラブル等対策 〔再掲〕	専門的な手法による定期的・継続的なネットパトロールの実施や、各学校が専門家に相談できる体制の確保により、インターネット上の不適切な書き込みを早期に発見し、対応できるようにする。さらに、専門業者によるネットトラブル等への対応力向上に向けた研修会を実施し、各校におけるネットトラブル等への対応力を高める。	教) 学校教育部
児童家庭支援センター運営費補助事業 〔再掲〕	子育てに関する相談をはじめ、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行う。	子) 児童相談所

■ 児童虐待への対応

児童虐待を社会全体で解決すべき問題として、早期発見・早期対応に万全を期すため、「オレンジリボン地域協力員³⁷制度」の充実、さらには、要保護児童対策地域協議会の機能を強化し、情報の共有など関係機関による連携を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童福祉相談・支援体制の強化	児童相談所が専門機関としてその機能をより発揮し、児童福祉にかかる様々な機関との効果的な連携が図られるよう、児童相談所及び区における児童福祉相談・支援体制を強化していく。	子) 児童相談所
【拡充】 オレンジリボン地域協力員制度の拡充	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童相談所
子ども安心ホットラインの運営	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24時間365日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童相談所
児童虐待早期発見・早期対応事業	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童相談所

35 【スクールカウンセラー】 子どもの不安や悩みの相談にあたるとともに、保護者・教員などに対し子どもとの関わりについて助言支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

36 【スクールソーシャルワーカー】 社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた子どもを取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、子どもの悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

37 【オレンジリボン地域協力員】 児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

夜間・休日の児童虐待通告等に関する初期調査	虐待通告後48時間以内に子どもの安全を確認するため、夜間・休日の虐待通告に係る初期対応を、児童家庭支援センターにおいて実施する。	子) 児童相談所
要保護児童対策地域協議会	被虐待児の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報等を共有し、適切な連携・協力の下で対応していくことを目的に、児童福祉法（第25条の2）において規定された要保護児童対策地域協議会を運営する。また、「区要保護児童対策地域協議会」の活性化を図る。	子) 児童相談所
【拡充】一時保護所の定員拡充・環境改善	一時保護所の定員を拡充し、迅速かつ確実に保護できる環境を整えるとともに、生活空間や学習環境等の整備を行うことで、安心して生活できる環境を整える。	子) 児童相談所

2 権利侵害を起こさない環境づくり

■権利侵害等に対する意識の啓発

子どもの権利は、本人が権利の侵害を受けていることを意識しにくいことや、被害が表面化しにくいといった特性に配慮する必要があります。

こうしたことから、大人に対しては、子どもの権利について正しく理解し、子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止め、これにこたえていくといった権利侵害に対する意識を高めるような啓発活動に積極的に取り組みます。

子どもに対しては、子どもが自ら持つ権利に対して理解を深めるとともに、子どもが他者を尊重する意識を身に付けることができるよう、障がい、民族、国籍、性別など、子どもの権利を含めた人権に関する教育や直接子どもたちに働きかける出前授業などをはじめとした様々な機会を通じた学びの機会を充実します。

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】出前講座・出前授業の充実 [再掲]	子どもの権利に関する出前講座や子ども向け出前授業を実施する。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進[再掲]	教育委員会が指定する研究推進校において、民族や子ども、女性、障がい者等の人権に関する授業等の実践研究を行い、その成果を生かして、各学校での指導方法の工夫改善を図る。また、講演会等を通じて、子どもの人権感覚の育成に向け、保護者や地域の方々との共通理解を図る。	教) 学校教育部
小中学生向けパンフレットの活用 [再掲]	小・中学生向け子どもの権利に関するパンフレットを継続的に見直しながら、学校の授業等での活用が図られるよう取り組む。	子) 子ども育成部 教) 学校教育部
多文化共生推進事業	子どもも含めた国籍や民族の異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、共に生きていく「多文化共生社会」を目指し、札幌国際プラザを中心に異文化理解教育、交流支援事業などを実施する。	総) 国際部
福祉読本の発行	小学校のカリキュラムに合わせて、福祉読本を発行し、障がい者や高齢者への正しい知識の理解促進を図る。	保) 障がい保健福祉部

■深刻な育児不安を抱える保護者への支援

児童虐待の未然防止のため、育児等に関する知識の普及と育児不安の軽減を図るため

の相談・支援の充実などに努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
育児不安保護者支援事業（コモンセンス・ペアレンティング ³⁸⁾ ）	育児不安を抱える保護者や虐待的関わりをしてしまう父母等に対して、コモンセンス・ペアレンティングの方法を用いた子育てプログラムを提供し、親子関係の改善を図る。	子) 児童相談所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業（養育支援訪問事業） [再掲]	育児不安の軽減及び児童虐待発生予防のために、市内の医療機関において育児支援が必要と判断された親子に対し、医療機関と保健センターが連携を図りながら、家庭訪問等による育児支援を行う。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 [再掲]	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援する。	保) 保健所
母子保健訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業） [再掲]	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦・新生児等に対し、保健師・助産師による訪問指導を行う。	保) 保健所
児童虐待早期発見・早期対応事業 [再掲]	虐待が疑われる児童を早期に発見し、より迅速で適切な対応を行うため、児童虐待防止の取組に協力した企業等との連携を図るためのパートナーシップ制度を創設するほか、一般市民を対象とした児童相談所への虐待通告を促進するための啓発事業や医療関係者向けの啓発研修を行う。	子) 児童相談所
【拡充】オレンジリボン地域協力員制度の拡充 [再掲]	地域における虐待の予防や早期発見に向け、地域住民等が気軽に参加できるようオレンジリボン地域協力員の養成研修を行い、協力員の拡充を目指し、既登録者に対してフォローアップ研修を行ってレベルアップを図る。	子) 児童相談所
子ども安心ホットラインの運営 [再掲]	子どもの養育に関する様々な問題や悩みに対応するため、児童相談所内に設置している「子ども安心ホットライン（子ども虐待相談）」において、24時間365日、電話による相談を受け付ける。	子) 児童相談所

38 【コモンセンス・ペアレンティング】行動療法の理論背景をもとに、子どもの問題行動を減らし、望ましい行動を効果的に身につける教育的なスキルを保護者に身に付けてもらうことで、虐待予防を図るプログラムのこと。

基本目標2 安心して子どもを 育てられる環境の充実

〈現状と課題〉

子どもを生き育てたいと願う人々の希望がかなえられ、子育てに生きがいを感じることができる、安心して子どもを生き育てられる環境を整えていくためには、子育て家庭が抱える子育てへの不安や負担に対し、適切に支援をしていくことが重要です。

近年、少子高齢化の進行や経済情勢の変化に伴い、多様な働き方や女性の社会進出を支援する動きが広まってきており、国の成長戦略においても、女性の社会での活躍推進が掲げられています。

札幌市においても、女性の労働力率を10年前と比較すると、ほぼすべての年齢において働く女性の割合が増加傾向にあることがわかります（28ページ・図27参照）。また、札幌圏の育児休業給付金受給の届出数も増加傾向（平成22年度の9,763人に対し平成25年度は13,605人）にあることから、育児・介護休業法などの法的な整備が進み、出産後も働き続ける女性が増加していることもうかがえます。

これらの背景と相まって、札幌市では、子育て家庭が希望した時期に希望した保育サービスを利用できるよう、積極的に認可保育所等の整備を行うとともに、延長保育や一時保育の実施施設数の拡充など、女性が子育てをしながら安心して働き続けられる環境の整備に努めてきました。今後も待機児童³⁹の解消の実現と、その状態を維持・継続するための環境づくりに努めていきます。

この環境づくりをより一層効果的・効率的に行うために、札幌市は平成25年度に就学前児童の保護者を対象に実態・意識調査を行い、将来の就職希望等の潜在的な保育サービス需要も含めてニーズ量を算出しました。平成27年度以降はこのニーズ量に対応した保育サービスの提供を行い、環境の充実を図ることとしています（詳細は第5章を参照）。

また、子育てをしている家庭が安心して働き続けるためには、保育サービスの充実だけでなく、仕事と子育てを両立しやすい職場環境や社会風土を築いていくことも大切です。平成24年度に実施した市民アンケート調査の中で、札幌市において有効と思われる少子化対策を聞いたところ、「労働環境の改善や保育所整備など仕事と子育てを両立できる環境の整備」と回答した人の割合は71.8%となっており、他の項目と比べて最も高い数値を示しています（39ページ・図45参照）。

このことから、保育サービスの充実と併せて、仕事と子育ての両立を目指すワーク・ライフ・バランス⁴⁰の取組を社会全体に広めていくことが重要であるといえます。

このように、仕事と子育てを両立したいという子育て家庭の希望が近年強いことへの対応はもちろん重要ですが、安心して子どもを生き育てられる環境を充実させていくためには、すべての子育て家庭を対象とした相談・支援体制の充実が求められます。

妊娠・出産期における支援については、支援の必要な妊婦の早期発見、早期支援が重

39 【待機児童】 認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

40 【ワーク・ライフ・バランス】 やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。

要となりますが、札幌市の現状をみると、妊娠11週までに各区保健センターに妊娠の届出をした妊婦の割合は93.8%（平成24年度）であり、比較的高い割合で妊娠初期の妊婦と関わりを持つことができていると考えられます。また、妊婦一般健康診査の受診率（1回目）は98.1%（平成24年度）という結果となっており、未受診妊婦等のさらなる減少を目指し、親子の健康を守るため、これからも取組の継続が必要です。

一方、平成25年度に実施した市民アンケート調査では、子育てについての相談・支援体制に満足している人の割合が32.8%という結果が出ており、子育てへの不安や負担に対する相談・支援体制が不十分であるということが明らかになっています（10ページ参照）。

また、同調査の中で札幌市の子育てについての相談体制として積極的に取り組んでほしいことを聞いたところ、「相談窓口の場所や特徴をわかりやすく情報提供する（44.6%）」、「相談員の質（丁寧な対応、知識、専門性）の向上（41.8%）」、「子育てについて幅広く相談できる身近な相談窓口を増やす（40.8%）」と回答した割合が上位を占める結果となりました。今後、これらの要望にこたえていくためにも、相談・支援体制の改善や整備を進めていくことが重要です。

最後に、札幌市においては、少子化が大きな課題となっておりますが、本計画においては、子育てに対する不安や負担の軽減を図るとともに、生まれた子どもが豊かに育つことができるよう、子ども・子育て支援の総合的な環境整備を推進していくことで、少子化の改善にもつなげていきます。

基本施策1 働きながら子育てしやすい環境の充実

〈施策の方向性〉

働きながら子育てしやすい環境を充実させていくためには、子育てしながら働きたい家庭が、小学校入学後の子どもの居場所も含めて、希望した時期に希望した多様な保育サービス等を利用できる環境を整備することがとても重要となります。

そこで、平成25年度に就学前児童の保護者を対象に実施した実態・意識調査をもとに、平成27年度以降5年間の各区の保育サービスのニーズ量を明らかにしました。そして、その各区のニーズ量を満たすよう、保育の質の確保にも十分配慮しながら、保育施設やその他保育サービスにかかる事業を整備することとしています。（第5章参照）

また、仕事と生活を両立することができる環境を充実させていくためには、保育サービスの充実だけでなく、育児休業の取得や子育てに理解のある職場環境づくりも重要であるため、労働者を雇用する立場である企業を中心とした地域社会の理解や協力が必要となります。

しかし、平成25年度に札幌市内の企業を対象に実施したアンケート調査では、「積極的に仕事と家庭の両立を支援している」企業の割合は21%、「今後、積極的に仕事と家庭の両立を支援していきたい」企業の割合は22.5%にとどまっています（30ページ、図29参照）。

さらに、札幌市の男性の週間就業時間については、他の政令指定都市と比べて高い数値であることもわかっており（29ページ・表5参照）、この結果、父親が家事・育児に参加する時間の確保が難しく、母親の負担が増えているものと考えられます。

こうした状況を改善していくためには、社会全体において仕事と生活の両立を目指すワーク・ライフ・バランス⁴¹に取り組むことが必要です。経済活性化の視点や男女共同参画の視点などを取り入れながら、ワーク・ライフ・バランスについて企業や市民に普及啓発を行うとともに、取組企業へのアドバイザー派遣などの支援を行っていきます。

〈主な事業・取組〉

■ 保育施設・事業の整備

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】認可保育所・認定こども園の整備	保育所の定員増や既存施設の認定こども園化を促し、ニーズに対応する供給量の確保を図る。	子) 子育て支援部
【拡充】小規模保育事業	交通利便性の高い賃貸物件等において、一定の基準を満たす定員6人から19人の小規模保育を行う。	子) 子育て支援部
家庭的保育事業（保育ママ）	保育者の居宅等、家庭的な雰囲気環境において、少人数の乳幼児の保育を実施する。	子) 子育て支援部

■ 多様な保育サービスの提供

事業・取組名	事業内容	担当部
【拡充】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要にこたえるため、延長保育を実施しない場合でも従来より1時間早い開所時間（午前7時～午後6時）とし、さらに夕刻の1時間または2時間の延長保育の実施箇所数を増やす。	子) 子育て支援部
休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施する。	子) 子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時（一部は午後10時）までの保育を実施する。	子) 子育て支援部
病後児デイサービス事業〔再掲〕	病後児（生後5か月～小学校3年生）を一時的に預かる病院等の併設施設を増やすことを検討する。	子) 子育て支援部
【拡充】さっぽろ子育てサポートセンター事業〔再掲〕	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する。	子) 子育て支援部
【拡充】札幌市こども緊急サポートネットワーク事業〔再掲〕	子育ての支援を受けたい人（依頼会員）と援助したい人（提供会員）とにより会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支援する仕組み。親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する。	子) 子育て支援部

41 【ワーク・ライフ・バランス】 やりがいのある仕事と充実した個人生活が調和したバランスの良い働き方。